

近年、健康づくりやダイエットなどを理由として、スポーツジムやフィットネスクラブなどを利用する人が増加しています。一方、全国の消費生活センターに寄せられるスポーツジム等に関する相談は年々増加傾向にあります。

契約条件や解約料等については、ジムのスタッフなどに説明を求め、十分に確認した上で契約しましょう。

---

### ■ やめたはずなのに月会費が引き落としされた

---

#### 【事例】

やめたはずのスポーツジムの月会費がずっと口座振替で引き落とされている。半年前に気づいたときは、ジムへ電話で退会を伝えていたので解約できていると思っていた。しかし、先月末連絡したら解約には書面での手続きが必要と言われたため、書面を取り寄せて今月に入って手続きした。せめて今月分は請求しないでほしいと書面に書いておいたのに、請求されている。対応が不満だ。

#### 【事例】

無料体験のあと入会金10,000円、月会費9,000円のトレーニングジムを契約し、クレジットカードで決済した。トレーニング時にコーチの指導が付くため事前の予約が必要だが、予約の電話はほとんどつながらない。ようやく電話がつながっても、予約枠が一杯で予約がとれない。規約には、入会金は返金不可と記載があるが、解約は可能か。

---

### ■ 契約書面や規約を必ず読み、内容を確認してから契約しましょう

---

#### 【アドバイス】

スポーツジム等の契約において、施設の利用方法や休会・退会手続き等は、契約時に渡される契約書面や規約に記載されているケースが一般的です。契約書面や規約は必ず読み、内容を確認してから契約しましょう。

契約をする際には、いつでも解約できるのか、解約した場合の請求金額はいくらか等について、契約書面や規約でも確認すると同時に、スタッフに説明を求めることが大切です。

また、スポーツジム等、店舗で交わした契約は、原則、クーリング・オフ制度はありません。事業者からの勧誘が断りにくかった、後で解約するつもりでとりあえず契約をしたといった場合でも、無条件での解約はできず、解約料等を請求されトラブルとなっているケースが見られますので、安易に契約しないことが大切です。

---

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ **市町村の消費生活相談窓口**

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内します。お気軽にご相談下さい。

《 **消費者ホットライン：188** 》

☆ **大分県の消費生活相談窓口** ※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ **消費生活等相談**（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- ・ 相談電話：**097-534-0999**

◇ **消費生活特別相談**

- ・ 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- ・ 相談電話：**097-534-0999**

◇ **食品表示110番**（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
- ・ 相談電話：**097-536-5000**

---

☆ **メルマガ登録者を募集しています！**

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。（配信停止も同様）

○申込先 → [iness.csm@pref.oita.jp](mailto:iness.csm@pref.oita.jp) （メルマガ専用アドレス）

=====  
大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：oita-shouhi@pref.oita.lg.jp

---

☆ **メルマガバックナンバー**（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://cms.ncsv.pref.oita.jp/site/seihinanzen/mailmaga.html>

---

☆ **Facebook**で暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★ Facebookに登録していなくても、見るができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>

---